

広島県告示第六百五十三号

平成十六年広島県告示第千三百七十八号（広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等）の一部を次のように改正し、平成二十五年十一月一日から施行する。

平成二十五年八月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表中

広島県証紙規則（昭和二十九年広島県規則第二十号）

第十一条第二項

を削

る。